

新型コロナウイルス感染症関連情報

Regarding the new Coronavirus (COVID-19)

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話で相談・受診予約を

- ◆発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話で相談してください。
- ◆医療機関への受診の際は、連絡せずに直接行くことは控えるようにしましょう。
- ◆かかりつけ医などが無く、相談先に迷う場合は「発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所)」や「新型コロナ健康相談コールセンター」に相談してください。

発熱等 受診・相談センター (豊岡健康福祉事務所)

☎26-3660
平日午前9時から
午後5時30分

新型コロナ 健康相談コールセンター

☎078-362-9980
FAX078-362-9874
平日夜間
(午後5時30分～午前9時)
および土日祝日

厚生労働省電話相談窓口 (多言語対応)

multilingual support
☎0120-565653
365日24時間

県ホームページ



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/200129.html>

市ホームページ



ページ番号: 1009474
<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/iryokenko/yobosesshu/1009474/index.html>

令和2年分所得の申告期限を延長します

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年分所得の申告期限と申告相談の開設期間を延長します。

○申告期限 変更前 **3月15日(月)**
↓
変更後 **4月15日(木)**

○延長期間中の申告相談

- ▼期間 3月16日(火)から4月15日(木)まで
- ▼会場 本庁舎税務課および各振興局
- ▼時間 平日の午前8時30分～正午
午後1時～4時

※会場確保などの都合上、延長期間中は大幅に相談体制を縮小しますので、長い待ち時

間が予想されます。

※混雑状況によっては人数制限をする場合があります。

感染拡大防止のために

- ◆申告書は、できるだけ郵送で提出してください。
- ◆所得税の確定申告はe-Taxを利用してください。
- ◆相談会場へお越しの際は、医療費控除明細書や収支内訳書を事前作成するなど、滞在時間短縮に協力してください。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

※掲載している情報は編集時点(2月15日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。